

各位

かねてから、投票日の周知等につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、来る2月4日は、長崎県知事選挙及び長崎県議会議員補欠選挙（大村市、松浦市）の投票日です。

選挙権年齢が18歳以上に引下げられましたが、一方で、近年、投票率の低下が問題となっております。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴団体の職員や家族の皆様に対して投票日の周知を行っていただくとともに、投票の呼びかけや、当日投票に行けない場合には、期日前投票をお奨めいただくなど投票率の向上にご配慮いただきたく、よろしく願いいたします。

なお、公職選挙法が改正され、投票所に18歳未満の子供を同伴できることから、「子連れ投票」を推進しています。子育て中の職員の皆様に、是非、子供さんと一緒に投票所に出向き、子供たちに政治参加（投票）を身近なものに感じてもらう機会をつくっていただきたいと思いますので、子育て世代の職員の方にご紹介をお願いします。（添付の「子連れ投票のススメ」をご参照ください。）

平成30年1月30日

長崎県選挙管理委員会

委員長 永淵 勝幸

投票は みんなのため。



〈出演・協力〉瓊浦高等学校 演劇部 長崎日本大学高等学校 演劇部

2月4日(日)投票日
長崎県知事選挙
長崎県議会議員補欠選挙

投票日に都合の悪い方は、期日前投票または不在者投票ができます。

2月4日（日）は、

長崎県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の投票日です。

期日前投票・不在者投票のお知らせ

投票は、投票日に投票所で行うことが原則ですが、仕事やレジャーなどの予定のある方は、投票日の前に期日前投票または不在者投票をすることができます。

◎期間 知 事：1月19日（金）～2月3日（土）
県議補欠：1月27日（土）～2月3日（土） } 【線上投票区は2月2日（金）まで】

あなたの住む市町で（期日前投票）

期間中、午前8時30分から午後8時まで、市町の選挙管理委員会で受け付けています。支所等で期日前投票ができる場合、日時について異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。

ほかの市町村で（不在者投票）

滞在中のほかの市町村でも不在者投票をすることができます。この場合は、選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会に投票用紙及び不在者投票用封筒を請求し、送られてきた投票用紙等に何も記載せず、そのまま滞在地の市町村選挙管理委員会に持参したうえで投票します。郵送に時間を要しますので、早めに請求してください。

（滞在地の市町村によって、不在者投票ができる日時が異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。）

病院等で（不在者投票）

県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホームなどに入院・入所の方で一定の要件に該当する場合は、施設の管理者に申し出ると、その施設の中で不在者投票をすることができます。

自宅で（不在者投票）

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護区分が要介護5の方は、自宅等で投票し郵便でこれを送ることができます。この場合、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、早めに市町の選挙管理委員会へお問い合わせください。

住所を移転した方へ

県内の市町の選挙人名簿に登録されている方で、県内の他の市町へ転出された方は、次の方法で投票することができます。ただし、転出先の市町の選挙人名簿に登録された方は転出前の市町での投票はできませんので、転出先の市町の選挙管理委員会に登録の有無を確認してください。

- ① 投票日当日、転出前の市町の投票所で投票する方法
- ② 投票日の前日までに、転出前の市町の選挙管理委員会で期日前投票をする方法
- ③ 投票日の前日までに、転出先の市町の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

転出前の市町の選挙管理委員会に対して投票用紙等を請求し、送られてきた投票用紙等に何も記載せず、そのまま転出先の市町の選挙管理委員会へ持参して不在者投票をしてください。

● 詳しいことは最寄りの市町の選挙管理委員会におたずねください。

知事選挙は、親子で一緒に投票所に行きましょう

- 選挙権のない18歳未満の子供についても、有権者の同伴であれば投票所内に入ることができます。「子供の頃に親が行く投票について行った経験がある人」は、ない人より将来の選挙において投票をする傾向があります。
- 未来を担う子供たちの主体的な政治参加のため、積極的に親子で一緒に投票所に行きましょう。

子連れ投票のススメ

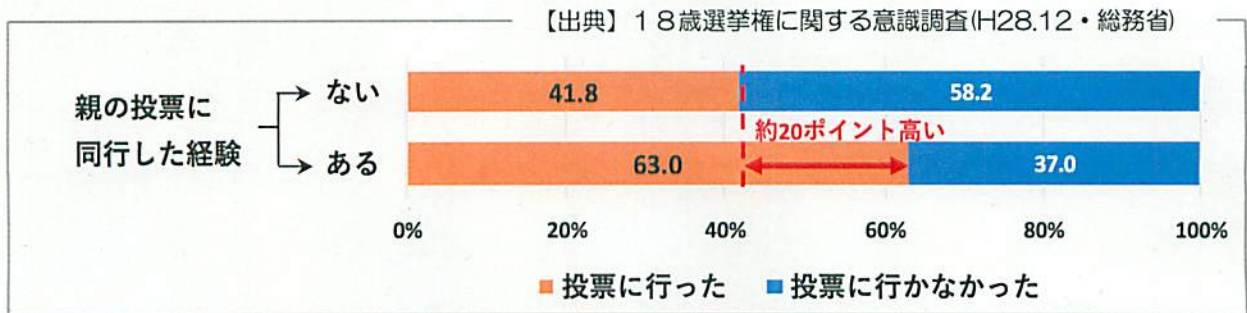
選挙は民主主義の根幹であり、皆様の意思を政治に反映させる重要な機会です。

しかし、各種選挙において、特に若い世代の投票率が低い水準にとどまっており、若者の政治離れが進んでいる状況です。

これからの未来を担う子供たちが主体的に政治参加（投票）をしていくため、保護者の皆様方に対し、次の事項についてお願いいたします。

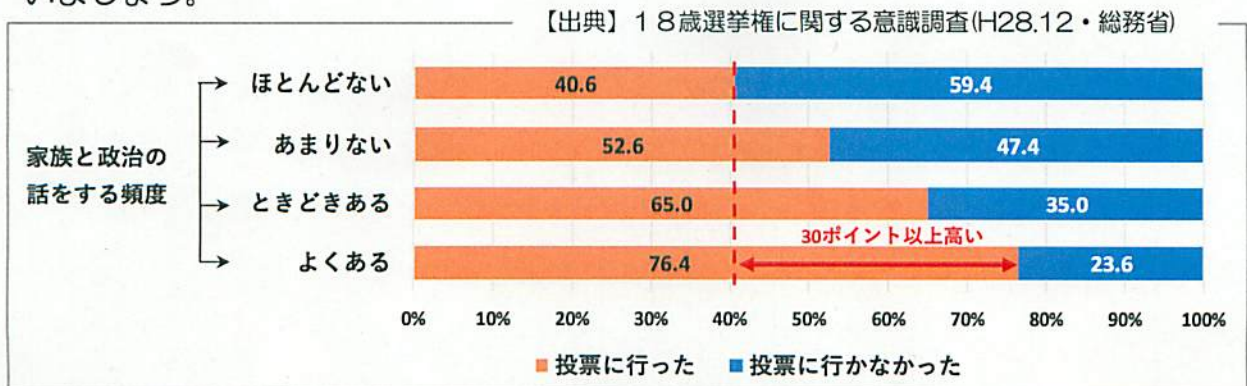
●ススメ一 子供と一緒に投票所に行きましょう

- 選挙権のない18歳未満の子供については、有権者の同伴であれば投票所内に入ることができます。「子供の頃に親が行く投票について行った経験がある人」は、ない人より将来の選挙において投票をする傾向があります。
- 未来を担う子供たちの主体的な政治参加のため、積極的に子供を投票所に連れて行きましょう。



●ススメ二 ご家庭で社会や政治の話をしましょう

- 「家族と政治の話をする人」は、しない人より投票をする傾向があります。
- このような話を家庭ですることは、子供が政治や社会について学び、考える重要な機会となります。ニュースや新聞記事を題材にして、社会や政治について親子で語り合しましょう。



【お問い合わせ】
長崎県選挙管理委員会書記室
TEL 095-895-2137